

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年五月九日奈良県指令建第八八―二一八号

平成二十四年六月二十七日奈良県指令建第八八―二一八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年一月二十二日建第七八八一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年一月二十二日建第四七九〇号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市常盤町六〇五番一及び東竹田町四五二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大森町五七番地の三

奈良県農業協同組合 代表理事 中出篤伸

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市常盤町六〇五番一及び東竹田町四五二番一の各一部